情報セキュリティマネジメント試験対策動画。今回のテーマはシュリンクラップ契約です。

このテーマを取り上げた理由としては、当チャンネルのコミュニティで実施しております、情報セキュリティマネジメント試験一問一答にて正答率が70パーセントを割っていたため作成いたしました。今回は、シュリンクラップ契約の関連用語であるクリックラップ契約も含めて解説いたします。

シュリンクラップ契約。。

ソフトウェアのパッケージを開封することで使用許諾契約に同意したとみなす契約方式のことです。パッケージの表面に使用許諾契約が印刷され、透明なフィルム、シュリンクラップで包装されているのが特徴です。よく見かけるものですよね。

関連する用語としてクリッククラップ契約があります。また、クリックオン契約とも呼ばれます。。

これわ、ソフトウェアをインストールした後や初めて起動した時に契約条件が表示され、ユーザーがそれに対して同意することで、使用許諾契約に合意したとみなす契約形態のことです。同意するボタンなどのクリックまたは同様のプロセスを通して一連の契約条件に同意することを示します。

それでわ早速過去もんけんきゅうにうつります。。

れいわがん年度。

とい33。シュリンクラップ契約において、ソフトウェアの使用許諾契約が成立するのはどの時点か？。。

ア。購入したソフトウェアの代金を支払った時点。。

イ。ソフトウェアの入ったDVDろむを受け取った時点。。

ウ。ソフトウェアの入ったDVDろむの包装を解いた時点。。

エ。ソフトウェアをPCにインストールした時点

せいかいわ。ウ。ソフトウェアの入ったDVDろむの包装を解いた時点です。。。

シュリンクラップ契約とは、ソフトウェアのパッケージを開封することで使用許諾契約に同意したとみなす契約方式です。簡単でしたよね？。